公正取引委員会元事務総長による再就職等規制違反行為が疑われた
事案に関する調査結果について

令和５年８月１日
再就職等監視委員会

当委員会は、標記事案について、国家公務員法（昭２２法１２０。以下「法」という。）第１０６条の２０第１項の規定に基づき、本年３月１３日に委員会調査の開始を決定し、調査を実施しました。

この委員会調査は、公表された再就職情報に基づき当委員会が本件の再就職経緯の確認を行っていたところ疑義が発生したことを踏まえ、また、再就職等規制違反行為を行った可能性がある者の当時の官職に鑑み特に必要があると認め、行ったものです。

調査の結果、当委員会は、本日、公正取引委員会元事務総長が法第１０６条の２第１項に違反する行為を行ったものとして、公正取引委員会に対し調査結果を通知し、再発防止策の策定及び実施を求めました。当該調査結果等は、下記のとおりです。

記

【調査結果概要】

公正取引委員会元事務総長は、公正取引委員会在職中、法第１０６条の２第１項に規定する営利企業等である法人ａに対し、他の職員をその離職後に法人ａの地位に就かせることを目的として、当該職員に関する情報を、第三者を介して提供したものであり、同項に違反する行為があると認められました。

【資料】

「公正取引委員会元事務総長によるあっせん規制違反事案の概要」

お問い合わせ先　内閣府再就職等監視委員会事務局
参事官　酒井
参事官補佐　中島
電話　０３－６２６８－７６５８（直通）
０３－６２６８－７６５７（直通）